

うとするものでございまして、今回の改正により、夫婦と子供二人の標準世帯について算出したしますと、前年の所得の合計が百三十三万円となり、給与収入だけの場合は二百十三万五千円以下であれば所得割が課税されないということになります。

次に、附則第十一条第一項でございしますが、昭和六十一年度を昭和六十一年度に改めるもので、内容は肉用牛の増産対策と国内の牛肉の価格形成の合理化に資するため、課税の特例措置を規定したもので、その適用期間を五年間延長するものでございます。

次に、附則第十八条の三、第四項でございしますが、昭和六十一年度分及び昭和六十一年度分を、昭和六十一年度から昭和六十二年度までの各年度に改めるもので、内容はみだし法人課税を選択した場合の課税の特例措置に係る税率等の特例について一年延長しようとするものでございします。

次に、附則第二十一条でございしますが、本条は、たばこ消費税の税率等の特例について規定したものでございまして、御案内のように、昭和六十一年度の国の予算算において国庫補助負担率の引き下げが行われたため、地方財政対策の一環として、たばこ消費税の従量割にかかわる税率の引き上げを昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三

月三十一日までの時限措置として制定しようとするものでございします。

それでは、第一項から順を追って説明申し上げます。

第一項は、昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの従量割の税率は本則の規定にかかわらず、千本につき六百四十円とするものでございします。参考までに、本則は千本につき三百五十円でございますので、千本につき二百九十円の引き上げとなるわけでございます。

第二項は、第一項の従量割の税率改正によるたばこの小売価格の値上げ分を従価割の課税標準にはお返すための措置として、表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ下欄に掲げる金額を控除しようとする規定でございします。

第三項は、従価割の課税標準額について控除規定が制定されたことにより、本則の規定を適用する場合における読みかえ規定を制定しようとするものでございします。

次に、改正条例の附則でございしますが、第一条は、条例施行日を昭和六十一年四月一日とするものでございします。

第二条は、市民税の経過措置を規定したもので、第二十四条第二項と附則第十八条の二、第一項の規定は、昭和六十一年度以後の個人の市民税に適用し、昭和六十

年度分までは従前の例によるものという規定でござります。

次に、第三条は、たばこ消費税に関する経過規定でございまして、第二項は、昭和六二年五月一日前、要するに四月三十日までと課税等が行われた者については従前の例によるものという規定でござります。

第二項は、四月三十日までと小売販売店と売り渡ししたたばこを五月一日の指定日に販売するため租税特別措置法の規定により、二万本以上所有する小売販売業者が、いづれかの小売販売業者と対し製造たばこの本数と課税標準として千本につき二百九十円の税率をもってたばこ消費税を課税するという規定でござります。

第三項は、五月一日の指定日に二万本以上の販売たばこを所有する者は五月三十一日まで申告書を提出しなければならぬという規定でござります。

次に、第四項は、申告したたばこ消費税の納付方法等について規定したものでござります。

第五項は、第二項の手持ち品課税を行う場合における本則の規定の適用及び読みかえ規定でござります。

第六項は、卸売販売業者等が市内に所在する小売販売業者と売り渡した

たばこのうち、第二項の規定により、手持り品課税の対象となったたばこの返還を受けるときは返還を受けたたばこに課せられた手持り品課税分のたばこ消費税について卸売業者にかかるとたばこ消費税から控除し、また還付するという規定でござります。

以上、大変雑駁でございましたが、専断処分による条例改正の内容について説明を終らうといたします。

何とぞ原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に對する質疑を行います。

○十一番(原 敏子君) 二、三お尋ねしたいんですけれども、今の説明でありました、一番目に説明されました個人住民税の関係、二十万円の三十万円のあたり、今部長の説明で十二万円の引き上げとなったというふうな説明がありました。これに該当する福生市の世帯数がどれくらいあるかということ、それと続いて二十九万円の三十一万円にかわって、これは八万円の引き上げだというふうな説明がありましたけれども、その関係する世帯数がどれくらいあるかということとをまずお聞きしたいというふうに思っています。

それと、たばこ消費税の関係は人ですけれども、国庫補助金の負担率の引き下げにより、こういふふうな、たばこが五月一日から値上げになったわけで、三月の全協で、こういふ資料をいただきまして、これで見ますと、どれくらい値上げというか、税になったか、というところがよくわかるんですけれども、補正を見ますと、約三千四百万円、福生市に、これは例え、たばこ全協の資料でいただいた、二百円のたばこの場合、二百二十円になり、これを例にとられて、総体的な計算をして、福生市では三千四百万円の増収に、なつたというふうな、考えられますけれども、さうしますと、国庫補助負担率の引き下げによつて、こういふふうな結果が、二百万のたばこで言え、二十万のアップになったわけですから、この三千四百万円が増収となつたという結果がありますけれども、国庫補助負担率の引き下げの額がわかれば、教えていただきたいと思うんです。と言ふのは、この二百万のたばこが二百二十円になり、二十万の値上げなんですけれども、そのうち十八万が税であり、二万が小売店に還元されるというところは、聞いておりますけれども、その十八万のうち幾らが、この三千四百万円になったか、というところがわかれば、教えていただきたいというふうな、思います。

○企画財政部長(内田和雄君)　まず第一問の均等割の関係でございますが、対象者として、百六十八人程度、いふしやる人ではないか、というふうに予想をしております。それから、所得割

につまして、百六十八人程度、いふしやる人ではないか、というふうに予想をしております。

それから、あと、国庫負担率で下つた額ですから、この額が、大体、八千百万円程度になろうか、と思います。

それから、国と市のたばこの関係の値上げ分ですが、国が九円、それから、都が三円二十銭、それから、市が五円八十銭で、大体十八円程度の引き上げと、こういうことになりました。よろしく、願ひします。

○十一番(原敏子君)　さうしますと、均等割と所得割の関係で見ますと、均等割は、百六十八人だと、所得割が百六十八人、ということ、金額的には、そんなに大した減税——対象者が少ないんだ、というふうには、思ふんですけれども、これは、私は、もっと引き上げるべきではないか、というふうな、意見を述べておきます。

それと、たばこ消費税の関係は、人ですけれども、さうすると、本来ならば、八千百万円、果たれば、なうないものが、国庫補助金が、足りないので、言つてみれば、たばこ消費税、国民に、これを負担して、さういふふうな、肩がわりをせよ、というふうなものになつて、いる、というふうには、思ふんです。ところが、八千百万円だと、現実には、今度の補正を見て、わかるように、約三千四百万円しか入つて、ない。この差額といひますと、か、

そういふものは地方交付税が何かで補てんされるなんていうふうにも言われておりますけれども、これはそれだけの自治体の財政状況によって来るとか来ないとかなんて、そういうことも聞くんですけれども、本果は八千百万円来なければならぬというが、国民にしろ寄附をしておりながら、これが、あとの残が国で言う帳じりを合せてるためのその差というものは本当に地方交付税で来るといふ見通しを持っておられるかどうかと、いろいろ聞かせてください。

○企画財政部長(内田和雄君)　これも先般いろいろ質問の中でお答えしていると思いますが、地方交付税の中でもこの措置はしております。そういうことで、今度の場合この八千百万円に充てる補助金の減額と申ししようか、それに充てた三千四百万円でございしますが、そのほか普通交付税等で措置をされている額というのも含んでいふというところでございします。

○十一番(原敏子君)　私は、専決されたこの地方税法の改正についてなんですけれども、結果的には国庫の補助金が率直に言えば足りなくなつたから国民に、たばこを吸う、消費する人たちに、二百円のたばこで言えば二十円の値上げをしてそれを肩がわりさせていふというふうな、これは法律改正だというふうに私は理解するものなんですけれども、

結果的にその地方交付税であとの残の約四千七百万円あたりが来ると言つても、それはもう地方交付税がけつりとかかうない部分も、不明確な部分もあるんだろうと思ふんですね。理事者としては、それは政府が地方交付税で賄うんだというところなので来ているというふうな考えでいふことだろうと思ふんですけれども、本果、国民は一人一人税金を払つていて、それで国のお金が足りなくなつたからたばこを吸う人からこういうふうな税をアップさせる、そしてしかも減税がない中でこういうふうなたとえたとは、こといふとも税金を上げていくというふうな、二十円のうち十八円が税金だというふうな、こういう専決処分には承認できないというふうな意見には私はとても賛成できない、こういう専決処分には承認できないというふうな意見を申し述べさせてもらいます。

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終つちます。

これより報告第一号について採決いたします。

お諮りいたします。

本号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

御異議があるようでございしますので、起立により採決いた

します。

お諮りいたします。

本委員は、原案のとおり承認することと賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田治男君) 起立多数であります。よって報告第一号は、原案のと

おり承認されました。

○議長(森田治男君) 日程第四 報告第二号 専決処分承認を求めることについて

(福生市都市計画税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

本条について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、報告第二号 専決処分承認を求めることについて御説明申し上げます。

本専決も報告第一号と同様、昭和六十二年度税制改正に伴うものでございまして、地方自治法第百七十九条第一項の規定により福生市都市計画税条例の一

部を改正する条例を専決していただきましたので、同条第三項の規定により専決処分内容を御報告申し上げ御承認をいただこうとするものでございます。

それでは、専決第二号をもって専決処分をいたしました福生市都市計画税条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

条例第十四号をお開きいただきたいと思います。

本改正条例は本則の改正はございまして、附則第九項に関する改正はございまして、第九項中「第八項又は第十六項」と「又は第九項」に改めようとするもので、改正の理由といたしましては、地方税法附則第十五条の引用条項の改正による第八項が第九項に改められたことと同条第十六項の条文中に「固定資産税又は都市計画税」という規定がございしますが、「又は都市計画税」という規定が削除されたことに伴い第十六項を条文中から削除しようとするものでございます。

附則といたしまして、第一項は条例の施行日を規定し、第二項は、経過措置について規定したものでございます。

以上、大変な雑駁でございしますが、専決処分による条例改正の内容について説明

を終わらせていただきます。

何とぞ原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます、報告いたします。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終ります。

これより報告第二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって報告第二号は、原案のとおり承認されました。

~~~~~

○議長(森田治男君) 日程第五 報告第三号 専決処分承認を求めることについて

(昭和六十年度福生市一般会計補正予算(第九号))を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので報告第三号 専決処分

の承認を求めることについて提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第百二十九条第二項の規定によりまして、議会を招集するいとまがないと認めまして昭和六十年度福生市一般会計補正予算第九号を専決いたしましたもので、同条第三項の規定によりまして報告し、承認を求めようとするものでございます。

まず、その理由といたしましては、歳入にあつまして地方交付税の特別交付税分、郡支出金については調整交付金並びに振興交付金、それと諸収入にあつまして収益事業収入、以上それぞれ三月末に交付決定及び確定による歳入増によるものでございます。一方、歳出につきましては歳入財源と予算費との調整をもち、郡市施設整備基金に積み立てようとするものがその理由で今回の専決と相なる次第でございます。

それでは、内容について予算書により説明申し上げます。

ページをお開きいただきたいと思います。総則でございますが、第一条におきまして九千六百二十九万八千円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ百二十三億七千四百二十六万九千円と定めようとするものでございます。歳入歳出の補正内容につきましては第一表歳入歳出予算補正によると定めたいものでございます。

次に二ページをお開きいただきたいと思います。歳入について御説明申し上げます。まず、地方交付税におきまして六千四百七千円の追加につきましては、特別交付税分で三月交付分による増額でございます。十二月交付分合わせて二億九千九百七十九万六千円と相なる次第でございます。昨年と比較いたしますと六・四％の金額として一千八百三十五万円が増と相なるものでございます。

次に、都支出金におきまして一千五百二十五万一千円の追加は市町村調整交付金と市町村振興交付金の確定に伴うもので、調整交付金については三百九十九万九千円の減額、振興交付金については一千八百三十五万円の増で、相殺額の一千五百二十五万一千円の追加補正と相なる次第でございます。

調整交付金については消防費の都負担金に要する敷変緩和分の減額と消防分を含めた通常分との相殺減額でございます。振興交付金につきましては市道

排水路、新堀橋の改良、田園会館外構、小中学校整備、市営プール表層改良、広域圏事業として原ヶ谷戸緑地整備、以上の事業に対応する交付決定に基いて増額分でございます。

次の諸収入の収益事業収入二千万円は競輪の業績向上に伴う追加配分金でございます。

以上が歳入で、合計九千六百二十九万八千円の追加で、歳入予算総額百二十三億七千四百二十六万九千円と相なる次第でございます。

続きまして歳出について説明申し上げます。

諸支出金におきまして、都中施設整備基金費は一億二千万円を追加補正するもので、歳入財源と一般財源をもって基金に積み立ていたすものでございます。参事の方で、今回の補正を含めた六十年度末、本基金の積立額は三十三億六千四百二十六万八千三百七円と相なる次第でございます。

次の予備費二千三百七十九万二千円の減額補正は歳入歳出財源調整によるものでございます。

以上、歳出補正総額九千六百二十九万八千円で、歳出予算総額は百二十三

億七千四百二十六万九千円と相なる次第でございます。

以上、雑駁な説明でございましたが、補正予算第九号の御承認を得たく御説明申し上げた次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十三番(小野沢久君) 四ページの關係で、市町村振興交付金、ただいま説明を

いただいたわけでございすすけども、内容をもう少し詳しく、例えば新堀橋が幾らと  
かというふうにわかると思ひんすすけども、もうちょっと詳しく説明をいただきたい  
と思ひんすすけども、お願いいたします。

○企画財政部長(内田和雄君) 市町村振興交付金の事業費のそれだけの内容で

ございすすけど、市道排水路が二千四百五十万円の事業費に對しまして一千二百二十  
万円補助額でございすす。それから新堀橋が一千七十五万三千円の事業費対象  
に對しまして一千万円、それから田園會館の外構が三千七百三十万円に對しまして  
一千八百万円、それから小、三中の校庭關係で事業費対象三千二百六十五万円  
に對しまして千六百万円、それから六小講堂の総事業費が一億六千六百万円

三百万円、あと国庫補助金を引きましたものに對して二千五百万円の充當でございすす。  
それから市営プールの表層改良が四千二百三十二万九千円からスポーツレクリエーシ  
ョンの補助を考慮いたしましたものについての振興交付金充當額が一千三百万円に對  
します。それから原ヶ谷戸の緑地の關係ですが、九百万円に對しまして六百九十  
万円をこの振興交付金で充當しております。以上でございすす。

○十三番(小野沢久君) 今、この予算の中の市町村振興交付金は一千八百三十五  
万円の金額になっていふんすすけども、今の説明を聞きますと、もう市道排水路だ  
けでも一千二百万円いふらって、新堀橋で一千万円、田園會館で一千八百万円といふ  
ことになつてやうとこの数字にはなないわけですね。ですから、今の何かの勘違いで  
それだけ出たやつを調整をここで行うのかどうかという点がわからないうんすすけど  
も、その辺はどうなっているんすすか。

○企画財政部長(内田和雄君) 申しわけございすせん。今の数字につましては、  
補正におきましてまず計上しております、それに今回の補正分を足した合計額が  
今の数字でございすす。済みませんでした。

○十三番(小野沢久君) だから、この予算にわかる部分については幾らになつていふかという

質問をしたんですけれども、削のと合わせてではなくて、この補正予算の中での金額が個々  
にわかつているはずだと思ふんです。そのトータルが出るわけですからそれを最初から聞い  
てゐるんですけれども、あそこら回らなくて全く話が一つも進んでないわけですよ。

午前十時三十八分 休憩

○議長(森田省男君)

○企画財政部長(内田和雄君)

以上です。

○十三番(小野次久君)

三番（小野沢 久君） わかりました。千八百三十五万円の内容はあつたんですけれども、  
そうしますと、当初の説明では新堀橋の関係が入っていたんですけれども、今の説明では  
この中から消えているんですけれども、新堀橋についてはこの予算の中には入っていないという  
こと、トータルで一千万円は果しているけれども、この中には入っていないというところでよろしいですか。  
画財政部長（内田和雄君） 申しわけございません。緊急道路整備備費というところで  
新堀橋という表現を消したんですが、今の中では緊急道路整備備費ということ  
でこの中に入っております。

申しわけございません。

緊急道路整備費ということで

○十一番(原敏子君)

とういう会議の場合でこの質問をしたと思ふんですけれども、これはやはりこの年度末に果  
 なりければ今言われた金額というのははつきりしないんでしょうか。それを聞かせていただ  
 きたものと、最後のページにある都市施設整備基金の積み立てなんですけれども、  
 これは一億二千万円にまで積み立てて六十年年度末で七十三億六千万円余りになると。  
 この一億二千万円は今こういう歳入であったもの、それと歳出の財源調整と、言ってみれば  
 予備費から二千三百七十万二千円を繰り入れて一億二千万円になるというふうに思ふん  
 ですけど、そこでどうしてお尋ねしたんですけれども、都市施設整備基金を一億二千万

円にしなければならぬ理由というのがあるのかというふうに、言ってみれば予備費から二千三百七十万二千円をとって入れるという、それでぴったりの一億二千万円、偶然になつたかどうか知りませんけれども、そういうふうにしていくという、そういう理由をお聞かせください。

○企画財政部長(内田和雄君) 二点だろうと思いますが、まず振興交付金でございしますが、これは三月末日までの額が確定しますので最終的な数字は出てまいりません。

それから、邵市施設整備基金の積み立ての関係でございしますが、予備費を入れ一億二千万円積み立てるといふことで、これは翌年度繰り越しといふこともあろうかと思ひますが、これからのいろいろな財政需要を考へ、この邵市施設整備基金に積み立てていくといふことで御提案、また専決を今回までいたしたものでございします。よろしくお願ひいたします。

○十一番(原敏子君) そうすると、振興交付金の関係はもともと個々の例が出ましたけれども、例えば市営プールだとか三中の校庭改良だとか、そういうふうな東京邵の補助率というんですか、そういうものは東京邵の三月末となった財政事情によつて

かわつてくるというふうに理解していいんですか。そういうものがもともと決まつていければ

ここでじやなければならぬといふことはいいといふふうに思ふんですけれども、そういうことなのかどうかといふことと、それと、今の邵市施設整備基金なんですけれども、翌年度繰り越しの方法と、こういうふうに積み立てる方法と両方あるんだらうというふうに思ふんですけれども、じゃあ、違った観点から聞かせてもらいますと、この一億二千万円を邵市施設整備基金に積み立て、これはどういふふうに見えられて、この使ひ道ですね。予備費を二千三百七十万二千円削つてこの一億二千万円、こうやって合算していつてぴったりにしていったわけですね。これが一億二千万円をなければならぬ理由があるかどうかといふのを聞きたいんです。

○企画財政部長(内田和雄君) まず一点目の補助率の関係ですが、振興交付金でするので事業費に対する充当につきましては向こうの邵の方から参ります。総額をうれがれの事業に充てて、これはその状況によつて振り分けております。

それから、もう一点の一億二千万円をなければならぬ理由といふことですが、予算の関係で今後の事業としていくいろいろな問題と勘案し、また邵市施設整備基金の、これからの市の財政上の問題を今後行っていく上において一応邵市施設